

る動産は物品として適切に管理する必要があるが、その管理方法は各団体の裁量に委ねられており、物品を分類して管理することは妨げられておらず、むしろ重要性に応じて管理方法を区分することは望ましいと言える。

現状の奈良県の例規等によれば、購入後直ちに消費され、保管期間がない、物品等を除き、原則として1品2万円以上のものは備品として、また2万円未満のものは消耗品として、それぞれ出納簿や現在簿(整理簿)等の帳簿により管理しなければならないものとされている。

品目を購入したとき	出納員等に渡す用紙 (会計規則第76条)	購入及び長い長が 備えの帳簿 (会計規則第78条)	出納員が持てる帳簿 (同)
生産物を製作し、又は仕業としたとき	物品購入用紙 生産物調書	備品現状簿 消耗品整理簿	備品現状簿 消耗品出納簿
物品を受けたとき	物品受納用紙	備品整理簿	—

物品を使用のため
貰い以外の者から借り受けたとき
本庁にて受取人及び出納員が同様に記載する物品について、主務課、秘書課、出納課、出納員及び監督委員会
事務局長が署名捺印する出納書は、出納通知(物品購入調書等の送付)をもって帳簿に記入することができる(会
計規則第76条)。又、及び提出する場合は、各品目については、備品現状簿及び消耗品整理簿に当該欄に記入
され、かつ、かかる出納書を同時にされ、各品目については、備品現状簿及び消耗品整理簿に記入されることができる(同規
則)。

しかしながら、1点1万円程度の消耗品まで帳簿による管理を行うことは、過度の事務負担となつており、むしろ行政事務の効率性を阻害していると思われる。また、物品点数が膨大となることから現実的に厳格な管理ができず、

真に重要な物品まで適切に管理ができない状況となっている。物品の管理区分を金額的・質的な重要性に即して見直し、それぞれの区分に適した管理方法を定める必要がある。

また、主管課等に配置されている出納員は出納長の事務を委託され、倉庫番として使用前後の物品を管理し、使用中の物品は課長又はかい長が管理するという役割分担になっているが、この役割分担を手続上厳密に守っていることにより、調書の作成・送付や出納簿の整理等、事務手続の煩雑化という弊害面が目立っている。実際には、役割分担されているとは言え、組織上、

出納員は課長又はかい長の指揮下に属する職員であり、物品の使用責任者と出納責任者を分離することによる内部牽制効果は期待しづらい。金額的・質的な重要性に乏しい物品については出納も含めて課長及びかい長に管理を委

ねるなどの方法も検討する余地があり、実質的な管理の有効性を損なうことなく事務を簡素化することは可能であると思われる。会計規則第81条第2項から第4項において出納簿等の整理を簡素化する例外規定を設けているが、これらの範囲を拡大する余地がないか十分に検討することが望ましい。

B. 備品シールの添付について

現状、県が保有する物品についてシールの貼付等は求められていないが、紛失等のリスクを低減させるため、また、現物と台帳との照合を容易にするためにもシールの貼付を行うことが望ましい。

C. 備品現在簿の記載方法について

同一品名及び同一規格のものは一つの備品現在簿に記載されるが、供用及び払が複数回行われた場合、いずれの備品が現在高として残っているか一見して不明な場合がある。帳簿と現物との照合を行う場合の便宜のためにも、払い出された備品は取り消し線で抹消するなどにより整理するよう全局的に統一することが望ましい。

(2) 工業技術センター

① 監査の結果

A. 廃棄処分した重要物品の重要物品表からの削除報告漏れ

10件のサンプルにつき備品現在簿等関係帳簿及び現物と重要物品表との照合を試みたところ、合致しているものは7件のみであり、以下の3件については廃棄処分した重要物品の重要物品表からの削除漏れであった。

区分名	品名	規格	数量	価格	購入年度	備考
機械器具 射出成形機	A 2.2.1E / 1.5.0型	1	¥1,500,000	550	H1.9.20に譲り受け	
厅用器具 パソコンコンピューター	NEC PC-9801M3	1	¥1,392,000	560	H12.10.6に譲り受け	
厅用器具 ベースナルコンピューター	富士通 F 451 / S 30	1	¥3,000,000	559	"	

そこで工業技術センターが所管する重要物品すべてについて平成18年11月現在で工業技術センターが精査したところ、重要物品表上の平成17年度末

現在高276件、2,117百万円に対し、備品現在簿等関係帳簿及び現物と合致していたものは260件、1,995百万円であった。

平成19年4月20日

差異が発生した原因については重要物品表からの削除報告漏れと思われる
とのことであり、今回の精査により把握されたものについては平成18年度末
の重要な物品表に反映させる方針であるが、今後同様の事態を発生させないと
めにも、重要な物品表を出納長へ提出する前に必ず備品現在簿等関係帳簿及び
現物との照合を行う必要がある。

B. 備品現在簿と現物との不一致

会計規則第178条により、課長及びかい長は備品現在簿を備え必要な事項を
記載するものとされているが、備品現在簿と現物とを照合したところ、既に
廃棄されて現存しない備品が備品現在簿に記載されていた。

(例)

区分名	品名	規格	数量	価格	購入年度
厅用器具	ナンバーリング	ライオンC-71ほか	6	¥16,050	S30~48
機械器具	分光分析装置	IDF60	1	不明	不明

備品現在簿は常に実際の備品現在高を記録するよう整備しておく必要がある。

C. 物品借受調書の記載不備

会計規則第57条により、物品を使用のため県以外の者から借り受けたとき
は、物品借受調書を課長及びかい長から出納員等に交付しなければならない、
ものとされているが、物品借受調書を査閲したところ、平成15年度度以降の
ものについてほんの少しが長い（所長）の押印がなされていなかった。また、
借受年月日が記載されていないものが発見された。物品借受調書に対する押
印及び記載を適切に行うよう徹底するとともに、押印がなされていないもしくは記載内容に不備がある物品借受調書は出納員が受理すべきではない。

(3) 文化会館

① 監査の結果

A. 重要物品表と備品現在簿との不整合

出納局から入手した重要な物品表と文化会館に備えている備品現在簿とを照

(4) 県警本部

県警本部については、県警本部に属する課長及びかい長がそれぞれ帳簿等を備
えているため、県警本部に属する課及びかいのうち、会計課、警務課、情報管理
課、地域課（鐵道警察隊及び警察航空隊を除く）、捜査第二課、交通企画課、交通
指導課、警備第一課の8つの課について、帳簿及び現物との照合を行つ
た。また、警務本部会計課に勤務する出納員の備える帳簿等の査閲を行つた。
① 監査の結果

A. 廃棄処分した重要な物品の重要物品表からの削除報告漏れ

10件のサンプルにつき備品現在簿等関係帳簿及び現物と重要物品表との
照合を試みたところ、合致しているものは6件のみであり、4件については
廃棄処分した重要な物品の重要物品表からの削除漏れであった（ただし、うち
2件については平成18年度に廃棄処分を行ったものであり、平成18年度未
の重要な物品表に反映させる予定である）。そこで県警本部が所管する重要な物品
すべてについて平成18年10月現在で県警本部が精査したところ、重要な物品
表上の平成17年度末現在高368件、1,083百万円に対し、備品現在簿等関係
帳簿及び現物と重要物品表とが合致していたものは343件、1,044百万円であ
った。

差異が発生した原因については重要な物品表からの削除報告漏れと思われる
とのことであり、今回の精査により把握されたものについては平成18年度末
の重要な物品表に反映させる方針であるが、今後同様の事態を発生させないと
めにも、重要な物品表を出納長へ提出する前に必ず備品現在簿等関係帳簿及び
現物との照合を行う必要がある。

合したこところ、品名、規格、価格、価格等が異なるものが発見された。いずれも会
計規則に定められた調書及び帳簿であり、財産の状況を正確に記録するもの
でなければならない。現に所管する物品を再度確認し、重要な物品表もしくは
備品現在簿を訂正する必要がある。

B. 重要物品の登録報告漏れ

備品現在簿を査閲したところ、金額が100万円以上であるにも拘らず重要物品として報告されていないもの（ソフトウェア）があった。「財産調書に記載すべき重要物品の指定」に定められているように、取得時の価格が一件100万円以上の物品については重要物品表に漏れなく記載しなければならない。

C. 備品現在簿の記載不備

備品現在簿を査閲したところ、備品現在簿に金額が未記入のものがあった。いずれもかなり以前に取得されたものであり、現時点では金額を把握することは困難であると思われるが、少なくとも今後取得する物品については漏れなく金額を記載することが必要である。

D. 消耗品整理簿及び消耗品出納簿の記載漏れ

課長の備える消耗品整理簿及び出納員の備える消耗品出納簿を査閲したところ、課長が出納員から交付を受けた消耗品について、消耗品整理簿と消耗品出納簿との不一致が2件発見され、原因はそれぞれ消耗品整理簿及び消耗品出納簿の記載漏れであった。いずれも会計規則に定められた帳簿であり、消耗品の出納を正確かつ漏れなく記載しなければならない。

(5) 王寺工業高等学校**① 監査の結果****A. 廃棄処分した重要物品の重要物品表からの削除報告漏れ**

10件のサンプルにつき備品現在簿等関係帳簿及び現物と重要物品表との照合を試みたところ、合致しているものは6件のみであり、4件については

廃棄処分した重要物品の重要物品表からの削除漏れであった。

区分名	品名	規格	数量	価格	購入年度	備考
機械器具	紙フライス盤	遼州 1 1.00×2.60 VVA	1	¥1,100,000	不明	H11年度既来済
機械器具	機械高速旋盤		1	¥1,480,000	不明	H6年度既来済
機械器具	機械用CNC旋盤PLC-1OLシステム	太平市全自動製	1	¥1,760,000	S62	H11年度既来済
機械器具	機器用CNC旋盤	バッコンシステム	2台	¥3,050,000	不明	〃

そこで王寺工業高等学校が所管する重要物品すべてについて平成18年12月現在で王寺工業高等学校が精査したところ、重要物品表上の平成17年度末

現在高 87件、458百万円に対し、備品現在簿等関係帳簿及び現物と重要物品表とが合致していたものは81件、436百万円であった。

差異が発生した原因については重要物品表からの削除報告漏れと思われるとのことであり、今回の精査により把握されたものについては平成18年度末の重要物品表に反映させる方針であるが、今後同様の事態を発生させないためにも、重要物品表を出納長へ提出する前に必ず備品現在簿等関係帳簿及び現物との照合を行う必要がある。

B. 重要物品の登録報告漏れ

備品現在簿を査閲したところ、金額が100万円以上であるにも拘らず重要物品として報告されていないもの（空気調和装置）があった。「財産調書に記載すべき重要物品の指定」に定められているよう、取得時の価格が一件100万円以上の物品については重要物品表に漏れなく記載しなければならない。

C. 重要物品表と備品現在簿との不一致

備品現在簿では2件として記載されているにも拘らず重要物品表では1件として報告されているもの（シーケンス制御実習装置）があった。備品現在簿と重要物品表とは必ず一致させる必要がある。なお、当該備品は単価が100万円未満のため、2件として記載する場合は重要物品には該当せず、重要物品として報告すべきではない。

第9 基金及び現金預金

1. 監査の視点

(1) 業務の有効性及び効率性

基金が設立目的に従い有効に活用されているか、また、基金及び現金預金の運用管理が効率的に実施されているかについて検討した。

(2) 財務報告の信頼性

「財産に関する調書」のうち基金に係る部分について記載誤りがないか、また、記載誤りを防止・発見する手続が整備・運用されているかについて検討した。

(3) 事業活動に関する法令等の遵守

基金の積立・取崩・運用等の管理手続が法令及び例規等に基づき適法に行われているかについて検討した。

(4) 資産の保全

基金及び現金預金に係る管理運用の方針が適切に整備され、方針に従って管理運用されているかについて検討した。また、預金証書等の物的管理について、焼失・盗難等のリスクから適切に保全されているかについて検討した。

3. 管理手続の概要

(1) 基金の運用方針について

各基金は、出納局を事務局とする公金管理運用委員会（以下、「委員会」という。）にて現金預金等と一緒に運用計画が協議・決定され、運用計画に基づき財政課が基金ごとの預け先一覧を作成し、部長までの承認を経る。各基金の所管課へは、財政課から文書にて結果を通知する。

預金の運用は、発足時に委員会で決定した「公金の保護方策(基本方針)」に基づいて行っている。また、預け先である金融機関の安全性のチェックは、出納課が3月及び9月の決算情報により自己資本比率等の経営指標を分析し、分析結果を委員会へ提出する。現状では、資金の枯渇期に基金の繰替え運用を行っている（会計上は、歳出のために一般会計が一時的に基金から借り入れ、一般会計が現金を使用した日数に応じた利息とともに基金へ返済するという処理を行う）ため、基金の長期運用は行っておらず、すべて短期の大口定期預金や譲渡性預金で運用している。

(2) 基金の各所管課での管理手続

（別表3）参照。

2. 実施した監査手続

県が保有するすべての基金について、基金設立の根拠条例等を查閱するとともに、管理運用の方針及び手続、基金の活用による成果目標について所管課に対するヒアリングを行った。

また、基金及び現金預金の運用の方針及び手続について所管課に対するヒアリングを行った。

さらに、預金証書の管理手続について出納課に対するヒアリングを行うとともに、管理状況を観察した。

(別表3)

名 称	区 分	平均坪内面積	総 (m ²) 等	棟数(戸別)	本店の運営
田代新規開発 現金	新規開発地 現金	500.470 千円	新規開発地 現金	新規開発地 現金	新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。 新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。
新規開発 現金	新規開発地 現金	407.384 千円	新規開発地 現金	新規開発地 現金	新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。
新規開発 現金	新規開発地 現金	306.469 千円	新規開発地 現金	新規開発地 現金	新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。
新規開発 現金	新規開発地 現金	138.112 千円	新規開発地 現金	新規開発地 現金	新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。
新規開発 現金	新規開発地 現金	380.167 千円	新規開発地 現金	新規開発地 現金	新規開発地の開発実況と資金需要に応じて、現金を用意する。
中山間開拓 現金	中山間開拓 現金	1,270,000 千円	新規開拓 現金	新規開拓 現金	新規開拓地に対する資金需要に応じて、現金を用意する。
新規開拓 現金	新規開拓 現金	1,560,048 千円	新規開拓 現金	新規開拓 現金	新規開拓地に対する資金需要に応じて、現金を用意する。

(※2)「やまとう」や「やまと」とは、本名の「山田」という姓をもつてゐる。本名の「山田」が、いつの間にか「やまとう」となつたのである。この「やまとう」の姓は、元々は「山田」の姓を「やまと」と訓じてゐる。つまり「やまと」と「やまとう」は、本質的に同じ姓である。しかし、この「やまと」と「やまとう」の姓は、いつの間にか「やまと」と「やまとう」の姓が混同され、現在では「やまと」と「やまとう」の姓が混同される。つまり、「やまと」と「やまとう」の姓は、本質的に同じ姓である。

4. 監査の結果

(1) 金庫の鍵の管理ルールを明確にすべき

預金通帳などを保管する金庫の鍵の責任者は国費決算係長であるが、休暇等で係長が不在の場合は係員が自由に鍵を取りうる状況になっている。予め係長不在時の代理責任者を決めておき、当該責任者が管理しておくべきである。

(2) 災害救助基金について法律に基づく最低積立額が確保できていない

災害救助法には災害救助基金の最低額が定められている（災害救助法第38条「災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間ににおける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない」）。平成17年度末現在では、法律に基づけば約449百万円の積立が必要であるが現状は135百万円（所管課管理資料「災害救助物資購入実績・計画（案）及び災害救助基金積立金額推移表」より）である。

平成17年度に公表された「第2次地震被害想定調査」の結果を踏まえ、平成18年度より新たに災害救助物資の積み増しを行う計画である。計画に従い、毎年度確定に積立を行う必要がある。

5. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 災害救助基金の災害救助物資管理方法について

① 定期的な循環棚卸²を実施すべき

災害救助基金の大半は災害救助物資である物品で構成されている。所管課では、平成17年度に一斉棚卸を実施した。その際、棚卸したものはその場で現物にチェック印をして確認できるようになつたが、結果を一覧で事後的に確認できる記録（細羅的に棚卸しているか、差異の有無、差異が有る場合の原因など）はまとめられていなかつた。

² 循環棚卸とは、在庫保管場所をいくつかに区分けし、一定期間内で棚卸が一巡できるよう計画し実施することである。

に循環棚卸を行うとともに、棚卸結果は一覧にして所管課長に報告すべきである。

② 現物と帳簿数量の差異内容及び数量を記録保管すべき

基金の物資保管場所のうち、最も保管点数が多い奈良県立大学において現物と帳簿数量のテストカウントを実施した。その結果、帳簿数量よりも現物数量が多い物資が発見された（所管課では平成17年度に一斉棚卸において把握済み）。物資の品目によっては、数十食単位で一缶に梱包されるため、入札数量通りに納入できない。このため実際の納入数量が多くなる場合があり、所管課では入札結果との整合性を取るために発注数量に合わせて台帳記入しているためである。少なくとも、所管課で常時、差異理由及び数量をメモに記録して保管しておくべきである。

③ 食品の物資の品質管理を引き続き有効に行うべき

救助物資の中には食品があり、賞味期限が到来すると廃棄されることになる。そのため、所管課では賞味期限の早いものから使うことができるよう、同種類の食品でも納入日別に区分して保管している。所管課によれば、平成18年内に前述の奈良県立大学から文化会館へ移動する予定であり、移動先でも納入日別に区分して品質管理をすべきである。

平成19年4月20日 金曜日

第10. 過年度包括外部監査指摘事項**1. 監査の視点**

過年度の包括外部監査報告書において監査の結果もしくは監査の結果に添えて提出する意見として記載された事項のうち資産の管理に関するものについて、適切かつ適時に措置されているかについて検討した。

2. 実施した監査手続

措置状況に関する公告を閲覧するとともに、現状について担当課に対して質問を行い、文書により回答を得た。また、必要と判断されたものについては担当課に対するヒアリングを行った。

3. 県立病院事業（平成11年度）**(1) 措置（対応）の状況（平成16年6月18日措置状況公告）**

監査の結果に添えて提出する意見	措置（対応）状況
1. 医薬品、医療消耗品の在庫計上 医薬品は倉庫に保管された医薬品在庫のみ が貸借対照表に計上されており、調剤室及び病棟 に保管されている医薬品在庫は計上され ていない。医療消耗品に関しては貸借対照表 に全く計上されていない。	平成11年度決算より、調剤室及び病棟 保管分も含め、すべて在庫計上を行って いる。医療消耗品については、平成15 年度決算において中央材料室分を在庫計 上している。
2. 資産減耗費の計上不足 予算の範囲内でしか資産減耗費の処理を行 っていないため、平成10年度末において64 百万円の資産減耗費の計上不足額がある。	平成11年度決算時に一括計上してい る。

3. 高度医療機器の効率利用（意見）

下記のような低移動の高度医療機器が存在する。限られた病院スペースの有効活用の観点より高稼動の機器への転換が必要である。
平成11年3月度の高度医療機器の利用状況
調査によると、金額10百万円以上の機器で稼
働率10%未満のものは以下のとおりである。
(耐用年数を経過したもののは除く)

（注）高度医療機器の効率利用（意見）

区分	機器名	金額 (千円)	設置 年月	稼働率 (%)
奈良 病院	X線骨盤 測定装置	25,750	平成 7年 6月	4.2
全自動血 液凝固測 定装置	12,775	平成 5年 10月	9.5	
自動細胞 解析装置	14,700	平成 10年 3月	7.5	
耳鼻科顎 微鏡	23,150	平成 3月	3.9	
三室 病院	超音波内 視鏡	13,988	平成 6年 9月	1.9
超音波診 断装置	31,840	平成 7年 8月	2.1	
超音波診 断装置	35,217	平成 6年 11月	9.4	
五條 病院	アルゴン ダイレ サー	20,356	平成 8年 8月	2.8
超音波白 内障手術 装置	21,000	平成 9年 9月	8.3	

機器の購入にあたっては、費用対効果や地域の医療ニーズに応じた必要性、緊急性などについて検討を行っており、特に近年は限られた予算額の中で購入品目により一層の精査に努めている。

状況調査によると、金額10百万円以上
の機器で稼働率10%未満のものは、三室
病院で1台、五條病院で2台ある（耐用
年数を経過したものは除く）。稼働率の低
い機器の数は平成11年度調査時より減
少している。

4. 高度医療機器の保守点検費（意見）													
高度医療機器の保守点検費用は以下のとおり県立病院では大変高額な契約額となっている。													
(単位：千円)													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>奈良 病院</th> <th>三重 病院</th> <th>五條 病院</th> <th>Y 病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MR I 保守点 検費 (年額)</td> <td>17,325</td> <td>8,757</td> <td>11,000</td> <td>560</td> </tr> </tbody> </table>				項目	奈良 病院	三重 病院	五條 病院	Y 病院	MR I 保守点 検費 (年額)	17,325	8,757	11,000	560
項目	奈良 病院	三重 病院	五條 病院	Y 病院									
MR I 保守点 検費 (年額)	17,325	8,757	11,000	560									
<p>Y病院は基本契約のみで、3ヶ月に一度の定期点検があり10万円以上の材料については有償となっている。県立病院はフルメンテ契約であり比較は必ずしもできないが、基本契約のみであっても特に不都合ではなく、運用面で過去に問題は発生していない。</p>													
5. 有形固定資産の計上金額（意見）													
土地、建物、器械備品等に関して、県立3病院の貸借対照表計上金額と土地台帳、減価償却台帳の金額が不一致となっている。減価償却金額は貸借対照表計上金額が国庫補助金を除いた金額を基礎として計算されることから、貸借対照表計上金額は減価償却台帳の合計金額と合致しなければならない。不一致の原因は、過去の除却資産の帳簿上の除却処理がなされていないことがあるが、固定資産相当額及び受贈財産の償却台帳への記載漏れ等である。													
現在調査中である。現物と台帳との照合を実施し、現物の有無の確認が必要であり、この調査結果については帳簿上に反映させる必要がある。													

(2) 監査の結果に添えて提出する意見

① 高度医療機器の効率利用

利用度の極めて低い高度医療機器の数は、減少しているものの依然として存在している。他医療機関への周知や他病院との共同利用などによりさらに利用率の向上を図る必要がある。

また、急激な予算削減により設備の老朽化が進んだことも利用度低迷の一因となっている。新たに高度医療機器を購入する際には、機器の必要性、緊急性、域内他医療機関での代替可能性などを十分に検討し、慎重に判断する必要があることは当然であるが、地域の中核医療機関としての役割を果たすため、また、安定的な収入を確保するため、必要な更新投資は行わなければならない。

② 高度医療機器の保守点検費

契約の見直しを行った結果、各病院の契約形態はそれぞれ異なつものとなつており、判断の根拠も一律でないため、いざれの契約方法が最も望ましいものか不明である。契約内容を再検討し、決算根拠について十分な根拠資料を残すことともに、情報を共用化し、県立病院全体として維持コストが最も縮減できるよう最適な契約形態を検討する必要がある。

③ 有形固定資産の計上金額

実務上原因の究明が困難な状況であるが、現物と台帳、貸借対照表を一致させることは必要である。早急に原因究明及び修正に向けた具体的な方策を検討し、実行しなければならない。

また、今後このような不一致を発生させないため、貸借対照表と台帳との金額を定期的に照合するとともに、台帳に基づく現物のたな卸を実施すべきである。

監査の結果に添えて提出する意見		措置(対応)状況	
1. 備品の現物管理		医療用備品については、平成13年度に現況調査を実施し、備品台帳の確認を行った。平成13年度以降も適宜、備品台帳の確認を行い、シールの添付、廃棄処理等を実施し、備品の適正な管理に努めている。	
現品の適切な管理と帳簿の整備を求めている 規則に従って管理する必要がある。		また、各課に共通する医療備品の適正管理を行うため、平成15年度に専門部門を設置した。	
2. 高度医療機器等、施設・設備の稼働率の向上(意見)		高額医療機器の利用状況を把握するため、平成18年5月に本庁執行の形態で購入手続が行われた医療機器等を対象に調査を実施したが、平成16年度、17年稼動の機器への転換が必要である。	
また、予約による検査機器以外の高度医療機器についても、腎結石破碎装置（平成元年に金額130百万円で取得）の稼働状況が低い（平成10年度 14件）ものもあり、稼働率調査の対象を一定金額以上の医療機器についてはすべて行う等、その対象を広げる必要がある。		高度の利用実態は、各機器により増加傾向のもの、減少傾向のもの、まちまちであった。調査対象機種では稼働状況が予想以上に低い医療機器は見受けられなかったが、今後も定期的な調査を実施することとともに、さらなる利用率の向上を図る。	
3. 固定資産の購入意思決定プロセス(意見)		附屬病院では平成7年度よりオーダリングシステムの基本設計に着手し、平成11年度においては外来系のオーダリングシステムが完成し、すでに稼働している。平成13年度においては入院系のシステムも完成稼動予定である。当該システムは開発費用を含め総額44億円（国からの交付金を差し引いた後で26億円）の大型プロジェクトである。	
当該オーダリングシステムに関してはその導入により、請求漏れが防止でき病院収支が改善すること、既存の業務委託料、既存システムのレンタル料の減額が効果があるとする収支予想を策定している。外来系のオーダリングシステム導入の最大の目的は患者の待ち時間の減少と、ひいては、それに伴う患者数の増加であると考える。		病院収支の改善予想に使用された数値(毎年3.7%増収)は、ある大学病院におけるオーダリングシステム導入効果として公表された減点の減少等による增收率の50%を使っており、根拠として充分でない。より多くの導入例から検討すべきではなかったかと考える。	
一方、こうした収支予想はすべての固定資産の購入意思決定に義務付けられていない。一定金額以上の固定資産の購入に対してはその収支予想の添付を義務付けるべきである。		一方、こうした収支予想はすべての固定資産の購入意思決定に義務付けられていない。一定金額以上の固定資産の購入に対してはその収支予想の添付を義務付けるべきである。	
4. 自家発電施設の稼働状況(意見)		県立医科大学（附屬病院を含む）には、自然災害、停電などの緊急時の備えとして2個の自家発電装置が設置されている（取得原価約8億円）。いずれも緊急用で通常は使用されていない。むろんこうした機器は常時使用し、光熱費の削減に寄与させるべきであり、定期点検、大規模修理など設備が不稼働の場合に限り、外部から電力を購入する方法に切り替えるべきである。附屬病院はまだ自家発電装置を常時稼動させている。	
消費電力の実績を分析し、自家発電機を運転した場合の契約電力、運転時期等について検討を行い、電気料金、燃料費等の試算をしたが、現在、自家発電機の燃料（特A重油）が高価で推移しているので、節減にはならない。燃料の値下がりが予想される時点で、自家発電機を常時運転した場合のリスクを考慮し、慎重に検討する。		たっては、導入計画によりその収支状況を確認し、「病院整備企画委員会」の承認に基づき購入備品を決定している。	